



# 監査結果報告書

---

平成 29 年度（2017 年度）No.2

---

定期監査（中期）  
財政援助団体監査



旭川市監査委員

旭 監 第 59 号  
平成29年12月18日

旭 川 市 長	西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長	笠 木 薫 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長	赤 岡 昌 弘 様

旭 川 市 監 査 委 員	長 谷 川 明 彦
旭 川 市 監 査 委 員	坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員	中 川 明 雄
旭 川 市 監 査 委 員	福 居 秀 雄

### 監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定 期 監 査

1	監査の対象事務	1
2	監査の対象部局及び対象期間	1
3	監査の実施期間	2
4	重要リスク及び監査の着眼点	2
5	監査の方法	3
6	監査の結果	4

## 第 2 財 政 援 助 団 体 監 査

1	監査の対象団体等	9
2	監査の実施期間	9
3	重要リスク及び監査の着眼点	9
4	監査の方法	10
5	監査の結果	10

# 第 1 定 期 監 査

## 1 監査の対象事務

監査の対象については、リスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を勘案し総合的に評価した結果、監査実施の優先度が高いと判断される次の事務とした。

- (1) 収入に関する事務のうち、市民税賦課に関する事務。
- (2) 支出に関する事務のうち、補助金等交付事務及び旅費（嘱託職員に係る通勤費は除く。）に関する事務。
- (3) 小・中学校に関する事務のうち、経理事務及び財産管理等に関する事務。

## 2 監査の対象部局及び対象期間

対 象 部 局	収 入 に 関する事務	支 出 に 関する事務		小・中学校に 関する事務		対 象 期 間
	市民税賦課に 関する事務	補助金等 交付事務	旅費に関 する事務	経理 事務	財産管理等に 関する事務	
総合政策部	—	○	○	—	—	平成29年 4月1日 ～ 平成29年 7月31日
地域振興部	—	○	○	—	—	
税 務 部	○	—	○	—	—	
子育て支援部	—	○	○	—	—	
経済観光部	—	○	○	—	—	
建 築 部	—	○	○	—	—	
学校教育部	—	○	○	○ (※1)	○ (※2)	
社会教育部	—	○	○	—	—	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示。

※1 対象校は、青雲小学校、高台小学校、新富小学校、東栄小学校、緑が丘小学校、北門中学校及び広陵中学校。

※2 対象校は、東町小学校、旭川第5小学校、神楽岡小学校、愛宕小学校、共栄小学校、桜岡中学校及び東明中学校。

### 3 監査の実施期間

平成29年9月1日から平成29年11月20日まで

### 4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 収入に関する事務

##### ○ 市民税賦課に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"><li>賦課税額や納税義務者の誤り</li><li>過大徴収に伴う還付加算金の発生</li><li>負担の公平性の欠如や税務行政に対する信用失墜</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか。また、その記帳は適正に行われているか。</li><li>納税義務者、課税客体等は的確に把握されているか。</li><li>調定漏れ、調定誤りはないか。</li><li>申告納税に伴う手続は適正に行われているか。</li><li>申告書の提出は適正に行われているか。また、受理の際、必要事項の点検が行われているか。</li><li>更正決定及び加算金の処理は適正に行われているか。</li><li>不申告、過少申告に対する処理は適正に行われているか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>不適切な非課税、減免処理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>非課税、減免、課税免除、不均一課税、納期限延長の取扱い及び手続は、法令等の規定に基づいて適正に行われているか。</li></ul>

#### (2) 支出に関する事務

##### ○ 補助金等交付事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"><li>必要性の乏しい事業への交付</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。</li><li>補助の効果は確認されているか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>交付額や交付時期の誤り</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。</li><li>補助金等の交付時期は妥当であるか。</li><li>補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>対象外経費への充当</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、用途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。</li><li>精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。</li></ul>

○ 旅費（嘱託職員に係る通勤費は除く。）に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過大又は過少積算</li> <li>・ 支出漏れや時期の誤り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費の積算において、運賃・宿泊費・日当等の金額は正確か。また、積算資料は添付されているか。</li> <li>・ 支出負担行為及び支出（支払方法を含む。）に係る手続は、適時、適正に行われているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不経済な経路による積算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか（旭川空港の利用促進を除く。）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行の確認不足による精算誤り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性に乏しい出張等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的・期間・時期・人員等、必要性が明確でない又は乏しい旅費の支出はないか。</li> </ul>

(3) 小・中学校に関する事務

○ 経理事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適切な経理事務による支出誤り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。</li> <li>・ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。</li> <li>・ 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。</li> <li>・ 支出負担行為に係る債務を確認したうえで支出しているか。</li> </ul>

○ 財産管理等に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適切な物品管理による備品等の破損や紛失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理状態（保管の方法、場所）は適切か。</li> <li>・ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。</li> <li>・ 関係帳簿等の記帳や整理は適正に行われているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な施設管理による不法占拠や事故（損害）の発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地境界が明確になっているか。</li> <li>・ 敷地内の設置に係る許可を行っていないものがないか。</li> <li>・ 修繕が必要なものを把握しているか。</li> <li>・ 消防法に基づく防火対策等は適切か。</li> </ul>

## 5 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により各種書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

## 6 監査の結果

監査対象部局別の結果は以下のとおり、収入及び支出に関する事務並びに小・中学校に関する事務について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

### 総 合 政 策 部

#### ○ 指摘事項

##### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 概算払の旅費の精算において、旭川市会計規則では精算残金がある場合、用務終了後5日（市の休日を除く。）以内に返納することとされているが、正当な理由もなくこの期間内に返納されていないものがあった。 （政策調整課）

### 地 域 振 興 部

#### ○ 指摘事項

##### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旭川・ユジノサハリンスク友好都市提携50周年記念事業実行委員会負担金の交付要綱において、負担対象経費の算定については、総事業費から食糧費を除いた上で、食糧費の財源となる他団体からの収入全額を控除することとしていたことから、控除経費に重複が生じ、過少積算となる規定となっていた。

また、交付決定時には、負担対象経費の算定に当たって食糧費のみを控除しているが、要綱の規定によらないものであり、その根拠が明らかではない。

このため、適正な負担対象経費の算定方法を精査し、改善を図られたい。

（都市交流課）

## 税 務 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 市民税の減免を受けようとする者は、旭川市税条例で減免事由を証明する書類を添付して申請書を提出することとされている。このうち、一定の所得金額以下で疾病により長期療養を要し個人市民税の納付が著しく困難なため減免するときは、旭川市個人市民税減免事務取扱要綱で申請日前1か月以内に作成された医師の診断書の提出が必要と規定されているが、1か月を超えて作成された診断書に基づき減免を承認しているものがあつた。(市民税課)

#### (2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

### ○ 意見・要望事項

- ① 法人市民税の減免に当たっては、減免事由を確認する書類として、旭川市法人市民税減免事務取扱要綱で事業報告書及び収支決算書の写しを申請書に添付して提出しなければならないと規定されているが、これらの添付書類の提出がないまま、長期間にわたり減免の審査を保留としているものがあつた。

税負担の公平性の確保や事務処理漏れを防止する観点からも、添付書類に不足がある場合は、申請者に対して期限を設けて提出を求めるなど、基本的な事務手続を徹底する必要がある一方、添付書類の受領までに相当の期間と事務量を要している状況が見受けられたことから、事務の効率化を図るため、減免事由の確認方法を再点検した上で、添付書類の必要性も含め審査手法の見直しを検討されたい。

## 子 育 て 支 援 部

特に指摘事項なし。

## 経 済 観 光 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

① 旭川市中心市街地出店促進補助金において、補助対象期間の家賃を支払ったことを証する書類の提出を求めているところであるが、補助対象期間外の当該書類をもって、交付しているものがあった。  
(経済交流課)－改善済

② 旭川市工業等振興促進条例に基づく操業助成金において、提出を求めている補助対象期間の電気料金を支払ったことを証する書類の提出がなく、電気料金を支払ったことの確認ができないにもかかわらず、交付決定しているものがあった。  
(企業立地課)－改善済

③ 大雪広域観光圏推進協議会負担金交付要綱について、大雪カムイミンタラ地域連携DMO関連事業を対象事業に加える旨の改正を行った際に、既に交付決定していた別事業に係る負担金の負担対象経費である調査費を誤って対象とするとともに、報償費を負担対象経費とする必要があったにもかかわらず、対象としていなかった。この交付要綱の誤りに伴い、大雪カムイミンタラ地域連携DMO関連事業に係る負担金の交付決定に当たり、負担対象経費として調査費を対象とする一方で、報償費を対象外としたことにより、負担対象経費の算定を誤っていた。  
(観光課)－改善済

④ 旅費の支出において、外国に向けて国内を出発した日から国内に到着した日までは、特別旅行の日当を支給すべきところ普通旅行の日当で支出していたことや、搭乗便の機内で昼食が提供される場合に必要の日当の減額調整を行っていなかったことにより、1件3,300円の未払いのもの、1件100円の過払いのものがあった。  
(旭山動物園)－改善済

[検討を要するもの]

① 北の恵み食べマルシェ実行委員会負担金交付要綱では、北の恵み食べマルシェ開催事業及び当該事業に付随する関連事業を負担対象経費としており、負担金は対象事業ごとに交付することとされているが、対象事業の区分について明確な基準がなく、区分せずに負担金を交付していることから、実態と要綱との整合性を図るよう検討されたい。  
(経済交流課)

② 旭川地域産業活性化協議会負担金において、協議会の事務局費を対象事業の一つである旭川地域企業誘致東京サテライトオフィス運営事業に含めて負担対象経費を算定している。しかしながら、事務局費には他の対象事業にも関連する経費が含まれていることから、負担対象経費としての事務局費の取扱いを明確にするよう、交付要綱の見直しを検討されたい。  
(企業立地課)

③ 旭川市工業等振興促進条例に基づく操業助成金は電気料金等を対象としており、同条例施行規則において申請をする日の属する年度の前年度に支払った費用としているが、運用要領では4月から翌年3月までに使用した分としている。また、規則によらず運用要領に基づき3月の使用分を翌年度の4月に支払っているものや、運用要領にも基づかず一部において年度をまたいで使用した分を対象としていることから、実態と規則及び運用要領との整合性を図るよう検討されたい。  
(企業立地課)

## 建 築 部

特に指摘事項なし。

## 学 校 教 育 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

① 旅費の支出において、目的地域内の交通費は日当に含まれているが、当該交通費に当たる路面電車の日乗車券代を車賃に含めて重複支給したことにより、1件600円の過払いのものがあつた。  
(教育政策課)

② 自家用車の公務使用に伴う在勤地内旅費については、行程においてメーターで実測した距離に応じた額を支出しているが、市教育委員会と各小・中学校との距離については別に定める手引の距離を適用することとしている。手引の距離は平成28年4月に改定されているが、改定前の距離に基づき旅費を算定したことにより、3件2,590円の過払いのものがあつた。  
(学校保健課)

(2) 小・中学校に関する事務

[改善を要するもの]

① 小・中学校における物品の購入手続は、予定価格が10万円以上20万円未満の場合、原則見積合せを行うこととしているが、見積合せが必要な物品の購入に当たりこれを行わず、納品後に支出負担行為伺書を起票しているものがあった。

(広陵中学校)

② 学校敷地内に隣接者の柵が設置されていた。

(東町小学校)

③ 学校敷地内に設置されている道路標識等で、使用者に対する行政財産の目的外使用許可等の手続がなされていないものがあった。また、学校敷地外に設置されている電柱であるにもかかわらず、その使用者に対して行政財産の目的外使用許可の手続を行っているものがあった。

(旭川第5小学校, 共栄小学校)

[検討を要するもの]

① 学校敷地の境界について、学校と隣接者との間で認識の不一致が生じていることから、協議の上、必要な措置を講じられたい。

(旭川第5小学校, 桜岡中学校)

社 会 教 育 部

特に指摘事項なし。

## 第 2 財政援助団体監査

### 1 監査の対象団体等

本監査については、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市職員が事務局機能を担う外郭団体で、前年度に貸付金において不適正な事務が発生したことから、市が財政援助を行っている団体のうち、外郭団体を対象とした上で、過去の監査の実施状況を踏まえて決定した。

対 象 団 体	旭川市企業誘致推進協議会
財政援助の内容	旭川市企業誘致推進協議会負担金
監査の対象事務	平成28年度における財政援助に係る出納その他の事務
補助金等の額	平成28年度 7,303,000円
所 管 部 局	経済観光部

### 2 監査の実施期間

平成29年9月1日から平成29年11月20日まで

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
・ 法令等に反する財政的援助	所 ・ 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。 ・ 交付要綱は適正に整備されているか。 ・ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
・ 公益上の必要性に乏しい事業（団体）への交付	所 ・ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。 ・ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ・ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。 ・ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。 ・ 補助金等に関する条件の内容は明確か。

重要リスク	監査の着眼点	
・ 交付額や交付時期の誤り	所	・ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
	団	・ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
・ 対象外の経費への充当	所	・ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、用途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。 ・ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。 ・ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
	団	・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 ・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。 ・ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
・ 団体の不適切な経理	団	・ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ・ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 ・ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。 ・ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。 ・ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。 ・ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

注) 監査の着眼点の「所」は所管部局関係、「団」は団体関係を表示。

#### 4 監査の方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金等の申請から収支の精算に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

#### 5 監査の結果

財政援助団体の補助金等に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は以下のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘等を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

## 旭川市企業誘致推進協議会

### ○ 指摘事項

#### (1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支給については、当団体の事務局規程により旭川市の例によるものとされているが、鉄道賃について、復路の料金を誤って二重に計上したことや、座席指定料金を閑散期で算定すべきところ通常期で算定したことにより、4件720円の過払いのものがあつた。－改善済

#### (2) 所管部局（経済観光部）に関する事項

特に指摘事項なし。